

平成 24 年 11 月
東京都環境局

総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について

○「査定」とは

価格査定とは、調査員による市場参加者を対象にした取材によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定することを指す。実際の取引価格の統計ではないし、適正な取引価格を決定するものでもない。

○査定主体

東京都からの委託を受けた**アーガス・メディア・リミテッド** (Argus Media Limited)

アーガス・メディア・リミテッドは、各種エネルギー及び排出権市場における価格や取引動向の調査を専門とする第三者調査機関。世界各国に調査員を配し、東京にも日本人スタッフで構成される調査支局を置く。本社は英国にある。

○査定時期

平成 24 年 10 月

13 社へのヒアリング調査を実施した。

○査定結果

次ページに示すとおり。

【注意事項】

- (1) 価格帯の推定は、アーガス・メディア・リミテッド社の知見によるもので、調査対象事業者から得られた、クレジット取引に関するそれぞれの意見や考えに基づいた取組姿勢、価格に対する考え等の情報を考察し、調査時点において市場の多数が認識しているであろうクレジットの価格水準を導き出したものです。
- (2) 必ずしもクレジットの取引が活発に行われているわけではない状況での調査及び推定であることに留意ください。
- (3) 本資料に掲載の価格は、調査時点での標準的な取引を想定したアーガス・メディア・リミテッド社による査定価格であり、この価格がクレジットの価格であると断定するものではありません。
- (4) 個々の取引における価格は、その時の需給状況に基づき、売り手と買い手の交渉によって決定されるべきものです。

東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 におけるクレジット取引価格の査定報告書【概要】

2012年10月24日 Argus Media Limited



本査定業務の実施手法

本査定業務においては、本制度の対象事業者およびその下で利用が可能なクレジットの供給事業者を対象にヒアリング調査を実施し、それらがクレジット取引に対してどのような姿勢をとり、どのような取引を想定または希望しているかを探った。その上で、得られた回答から、標準的な取引が起り得る価格帯を推察した。

標準的な取引の定義

上記のヒアリング調査の結果、今回の価格査定においては以下の条件を満たすものを標準的な取引と定義した。

項目	条件
クレジット	再エネクレジットおよび超過削減量
取引ロット	1,000t-CO2～10,000t-CO2(相当)
受け渡しと決済の時期	約定から30日以内
取引相対	売り手と買い手の直接取引

価格査定とその論拠

2012年10月23日時点

クレジット	査定価格帯(円/t-CO2)	仲値(円/t-CO2)
再エネクレジット	9,200 ～ 10,500	9,850
超過削減量	8,700 ～ 9,900	9,300

再エネクレジット

- グリーン電力証書、RPS 法新エネルギー等電気相当量ともに足元の需要が後退しており、販売事業者間の競争が激化している。グリーン電力証書の発行事業者1社は、バイオマス発電の環境付加価値で1キロワット時あたり3.5～4.5円が売り手の希望価格であると語っている。
- PRS 法新エネルギー等電気相当量の販売事業者は、再生可能エネルギー電力の調達入札に同3円を下回る価格で応札する発電事業者もあると語り、グリーン電力証書の実勢価格を同3～4円と見ているとの見解を示している。また、グリーン電力証書の価格下落に連動する恰好でRPS 法新エネルギー等電気相当量の価格も下落していると認めている。
- バイオマス発電の環境付加価値換算で1キロワット時あたり2.7円程度の購入実績が聞かれたが、同契約は平成13年から15年に亘るもので、必ずしもその価格が現時点の相場を表すものとは考えられない。別の実績として、同換算4.5円の実績が確認されたが、これについても本制度開始年から5年間に亘る契約であるため現時点の相場を示すものとは言えない。しかし、後者の方が新しい契約であり、現時点においても履行中であることから、過度な価格競争に参加しない販売事業者も存在し得る。
- 本制度の義務遵守を目的としたクレジットの調達においては、CSRなど他の目的にも転用が可能であること、調達が比較的容易であること、販売事業者の信用が既に確立していることなどを背景に、グリーン電力証書を第一の検討対象とする制度対象事業者が多い。しかし、価格の妥当性を判断する術がないために8,000～10,000円/t-CO2程度での売り込みがあっても応じることができないとの考えを示す事業者が大勢である。
- 上記を勘案すると、現時点において本制度の下で取引が為され得る再エネクレジットの価格帯は、バイオマス発電の環境付加価値換算で1キロワット時あたり3.5～4.0円程度、1t-CO2あたりに換算すると9,200～10,500円程度とするのが妥当である。

超過削減量

- 再エネクレジットはCSR目的や商品・サービスならびに企業イベント等のオフセットに転用できることから、「超過削減量と再エネクレジットが同じ価格で提案された場合には再エネクレジットを選ぶ」との見解を示す制度対象事業者が大勢である。このことから、再エネクレジットを下回る価格でなければ、超過削減量には買い手が付きにくいことが示唆される。
- グリーン電力証書やRPS 法新エネルギー等電気相当量は再エネクレジットに変換する手間がかかるとの指摘があるが、その作業を経験した制度対象事業者は「一度経験してしまえば、その後はさほどの労力を要さない」と語っている。
- しかし、第一計画期間の超過削減量は第二計画期間にバンキングすることが認められているため、価格を下げても超過削減量の販売を急ぐ事業者は少ない。
- 第一計画期間中に超過削減量を販売する意向を示す制度対象事業者1社は、10,000円/t-CO2程度を販売希望価格として示している。大規模な超過削減を見込む他の制度対象事業者の多くは、設備投資に見合う金額での販売を望むとしながらも、再エネクレジットの取引相場に近い価格が現実的な水準であるとの考えを示している。
- 価格が次第では再エネクレジットではなく超過削減量を選択するとの考えを示す制度対象事業者が多く、「再エネクレジットよりも5%低い価格が提示された場合、超過削減量の購入をかなり真剣に考える」とのコメントも聞かれている。また、仲介事業者は、再エネクレジットの8割程度が超過削減量の価格との認識は過去のもので、現時点ではそれ程まで値引きされるとの認識はないと語っている。
- 上記を勘案し、超過削減量の価格は再エネクレジットの95%相当であると判断するのが妥当であると考え、8,700～9,900円/t-CO2を今回の超過削減量の査定価格とした。

以上